

○芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例

平成18年12月21日条例第46号

改正

平成24年6月22日条例第17号

平成26年3月24日条例第11号

芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例

芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例(平成9年条例第7号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地域住民のレジャー施設として、あわせて芦屋町観光事業の発展に寄与するため、芦屋海浜公園レジャープール(以下「海浜レジャープール」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 海浜レジャープールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芦屋海浜公園レジャープール

位置 芦屋町大字芦屋1455番地の284

(利用期間及び利用時間)

第3条 海浜レジャープールの利用期間及び利用時間については、規則で定める。

(使用料)

第4条 海浜レジャープールに入場しようとする者(以下「入場者」という。)並びにウォータースライダー及びコインロッカーを使用しようとする者は、別表第1に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額(以下「地方消費税額」という。)を加えた額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を納付しなければならない。ただし、小型コインロッカーについては、使用後は料金が返却されるものとする。

(入場又はプール及びウォータースライダーの利用許可の制限)

第5条 町長は、入場者又はプール及びウォータースライダー利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

(1) 飲酒者

(2) 他人に危害を及ぼすおそれのある者

(3) 他人の迷惑となる物品もしくは動物の類を携行する者

(4) 海浜レジャープール内の施設又は設備を破損するおそれがあると認められるとき。

(5) 管理上支障があると認められるとき。

(6) その他町長が不適当と認めるとき。

(指定管理者による管理)

第6条 海浜レジャープールの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により海浜レジャープールを指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て海浜レジャープールの利用期間及び利用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により、海浜レジャープールの管理を指定管理者に行わせる場合は、前条において「町長」とあるのは「指定管理者」、第10条及び第11条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 海浜レジャープールの設置目的を達成するために必要な業務

(2) 海浜レジャープールの利用の許可に関する業務

(3) 海浜レジャープールの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 売店等の管理に関する業務

(5) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(利用料金制)

第8条 第6条第1項の規定により、海浜レジャープールの管理を指定管理者に行わせる場合は、海浜レジャープールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合の利用料金は、別表第1に定める額に消費税額及び地方消費税額を加えた額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で指定管理者が定める。ただし、小型コインロッカーについては、使用後は料金が返却されるものとする。

3 指定管理者が利用料金を定めようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも同様とする。

(売店等の使用)

第9条 売店等を使用しようとする者(以下「売店等使用者」という。)は、事前に町長の許可を受け、使用料を納付しなければならない。ただし、指定管理者はこの限りでない。

2 売店等使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は売店等使用の権利を他に譲渡若しくは転売してはならない。

3 売店等使用者は、使用に際し特別の設備等を設置しようとするときは、事前に町長の許可を受け、自己の負担においてこれを行わなければならない。

(利用者の義務)

第10条 入場者及び施設設備利用者は、この条例及びこれに基づく規則並びに町長の指示に従わなければならない。

(行為の禁止)

第11条 海浜レジャープール内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) その他町長が管理上禁止することが必要と認める行為

(損害賠償)

第12条 入場者及び施設設備利用者は、場内の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、当該施設又は設備の損害がやむを得ない事情によると認められたときは、その賠償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月22日条例第17号)

この条例は、平成24年7月14日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条、第8条関係)

区分		おとな	中学生 高校生	4才以上 小学生
入場料	一般入場料	480円	390円	290円
	団体入場料	390円	310円	230円
施設設備使用 料	ウォータースライダー使用料	1人1回につき100円		
	大型コインロッカー使用料	1回につき195円		
	中型コインロッカー使用料	1回につき100円		
	小型コインロッカー使用料	1回につき100円(ただし、使用後は料金が返却される)		

1 団体とは、入場料の必要な20人以上の集団をいう。

芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例施行規則（平成18年12月21日規則第35号）

最終改正:平成26年3月24日規則第4号

改正内容:平成26年3月24日規則第4号 [平成26年3月24日]

○芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例施行規則

平成18年12月21日規則第35号

改正

平成26年3月24日規則第4号

芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例施行規則

芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例施行規則（平成9年規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例（平成18年条例第46号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用期間及び利用時間）

第2条 条例第3条の規定による芦屋海浜公園レジャープール（以下「海浜レジャープール」という。）の利用期間及び利用時間は、別表第1のとおりとする。

（ウォータースライダー利用の制限）

第3条 身長120cm未満の者は、ウォータースライダーの利用はできない。

（売店等の貸付）

第4条 海浜レジャープール内の売店及び軽食コーナーの運営については、下記条件を付し貸し付けるものとする。

（1）売店等使用料については、芦屋町行政財産使用料条例（昭和40年条例第21号）及び他の方法で決定した金額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を納付しなければならない。

（2）電気、ガス、上下水道の使用料及びゴミ処理費については、実費負担とする。

（3）販売品及び販売単価等については、町長と事前協議の上決定するものとする。

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表1(第2条関係)

	摘要
利用期間	毎年7月の第2土曜日から8月31日まで
利用時間	午前9時30分から午後6時30分まで ただし、入場については午後6時まで
